

## 第 10 回新潟市新潟市障がいのある人もない人も共に生きる まちづくり条例推進会議 会議録

○日時：令和 7 年 3 月 24 日（月）午前 10 時 00 分から午前 11 時 20 分

○場所：市役所本館 講堂

○出席者

- ・委 員：竹村委員、北山委員、高橋（有）委員、菊地委員、久住委員、北村委員、高橋（隆）委員、高井委員、長谷川委員、長澤委員、渡辺（健）委員、五十嵐委員、篠田委員、坂上委員、佐藤（清）委員、柳委員、渡辺（浩）委員、長谷川委員  
以上 18 名（欠席者 5 名）
- ・関係課：文化政策課、広聴相談課、こども政策課、こころの健康センター、産業政策・イノベーション推進課、住環境政策課、都市計画課、土木総務課、南区健康福祉課、教育委員会特別支援教育課、基幹相談支援センター東・中央・秋葉・西  
以上 14 名
- ・事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員 5 名

○傍聴者：0 名

### 1. 開会

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまから、第 10 回新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を開催します。

本日はお忙しい中、条例推進会議にご出席いただきありがとうございます。

私は本日の進行を務めます障がい福祉課課長補佐の長澤と申します。よろしくお願いします。

本日の会議について、議事録作成のため録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いします。

会議に入る前に、本日の会議資料の確認をお願いします。

はじめに、事前にお送りした資料として、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・資料 1 共生条例に関する事業の取り組み状況について（令和 6 年度）
- ・資料 2 令和 6 年度における差別相談事例について
- ・資料 3-1 令和 6 年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況
- ・資料 3-2 共生のまちづくり条例認知度調査結果
- ・資料 3-3 共生のまちづくりについて考えるワークショップ等 実施概要
- ・資料 4 令和 7 年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定

を送付しております。

また、当日配付資料として、皆様の机上に配付しております座席表、高橋（隆）委員よ

りご提供のありました世界自閉症啓発デーのポスター、チラシをお配りしております。

資料の不足はございますか。

次に、本日の委員の出席状況ですが、八木澤委員、佐藤孝一委員、斎藤聖治委員、鈴木委員、松永委員から欠席のご連絡をいただいております。

また、このたび委員の変更がありましたのでお知らせします。事前配付資料の出席者名簿をご覧ください。はじめに、2番、新潟商工会議所から北山晃也委員、次に、17番、新潟市私立保育協会から坂上隆行委員、最後に18番、新潟地方法務局から鈴木尚行委員、以上3名が新たに就任しました。本日、鈴木委員はご欠席ですので、北山委員と坂上委員より、一言ごあいさつを頂戴したいと思います。北山委員からお願ひします。

(北山委員)

新潟商工会議所の北山と申します。よろしくお願ひします。当所におきましてもまちづくりということで言いますと、新潟市をはじめ行政の皆様と一緒にかかわらせていただいておりますので、本日の会議の場でいろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

次に、坂上委員からお願ひします。

(坂上委員)

皆様おはようございます。新潟市私立保育協会の会長を務めております坂上と申します。所属は、北区のあがのこども園の園長をしております。私もこのような席に出て勉強していきたいと思っております。また、微力ながら何かに協力できればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

ありがとうございました。

本日は23名の委員のうち18名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、この会議は成立していることをご報告します。

それでは、開会にあたり、障がい福祉課長の小林よりごあいさついたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

おはようございます。新潟市福祉部障がい福祉課長の小林です。本日は、年度末の大変お忙しい中、条例推進会議にご出席いただき誠にありがとうございます。

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例ですが、平成28年4月の条例施行後、来月で丸9年が経過します。この間、障がいのある人への理解を深める取組みとして「ともにプロジェクト」を推進するなど、条例の趣旨である「共生社会の実現」を目指して取り組んでまいりました。また、新潟県でも、この4月1日に、「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されます。その策定検討委員会に私も委員として出席していましたが、各委員の皆様からは、せっかくいい条例をつくるので、いわゆる周知啓発、そもそも障がい者差別はどういうもので、合理的配慮は一体どういうものなのか。あるいは差別を受けた場合にどこに相談すればいいのか。県に対し、とにかく周知をお願いしたいという意見が多く聞かれたところです。本市におきましても、周知啓発については、この条例推進会議をはじめとして、より積極的に努めてまいりたいと考えております。

本日は、令和6年度における差別相談状況や事業の取組み状況を報告するとともに、令和7年度に予定されている取組み内容について説明します。委員の皆様からはぜひ積極的にご発言いただき、またいただいたご意見を今後の取組みにいかしてまいりますので、本日はよろしくお願ひします。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

続いて、議事に移りますが、ここからの議事について会長に進行をお願いします。長澤会長、よろしくお願ひします。

(長澤会長)

皆様、おはようございます。私は、昨年3月末で新潟大学を退官し、今、フリーの立場でおります。私自身は、この条例をつくる段階から関わっておりまして、こんなに年数が経ったのだと感無量です。

それでは議事に移りますが、時間が限られておりますので、積極的かつ慎重な議論をお願いします。

はじめに、議事（1）共生条例に関する事業の取り組み状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

障がい福祉課の祝です。よろしくお願ひします。条例に関する取組み状況についてご説明します。

資料1をご覧ください。1、障がい等を理由とした差別相談対応についてです。令和6年度における障がい福祉課で対応した差別相談事例数は、令和7年1月末時点で10件あり、昨年度と比較すると2件の増となりました。内訳ですが、身体障がいが6件、知的障がいが1件、発達障がいが1件、その他が2件という状況でした。なお、身体障がいの6件については、それぞれ視覚障がいが2件、聴覚障がいが1件、肢体不自由が3件となっております。詳しくは、後ほど資料を用いて代表事例をご紹介します。

続いて、2、条例研修会等の実施ですが、令和6年度については、令和7年1月分までで約2,000の方に対して条例の周知を図ることができました。前年度と比較すると、研修の回数自体は増えていますが、チラシ配布等の数量が前年度に比べ少なかったため、全体では減少しています。対象延人数についても、主にチラシ等を配布した人数が影響しておりますが、2月上旬から中旬にかけて実施した商業施設でのイベントにおける啓発物品の配布件数などが計上されておりませんので、それを考慮すると、前年度と同程度の延べ人数になると見込んでおります。

続いて、裏面の3、「ともにプロジェクト」の展開です。条例の目的である共生社会の実現を推進するために立ち上げた「ともにプロジェクト」ですが、今年度もA、B、Cの三つの視点から展開しました。はじめに、A、障がいのある人とない人の交流の機会の創出では、障がいのある方が講師となり、学校で授業を行った際の学校への謝礼補助を通じて、障がいのある人とのふれあい、理解を深めるきっかけづくりを行いました。

次に、B、一般企業への周知啓発として、障がい者アートを活用した普及啓発、共生社会に関心のある企業同士のネットワークである「ともにEntrance」の活動などを行いました。

最後に、C、わかりやすい広報として、共生条例の普及・啓発イベントの実施や若年層

への認知度向上に向けた取組みを実施しました。こちらについても、後ほど資料3-1等を用いて詳細をご報告します。

続いて、4、改正障害者差別解消法の施行による事業者への合理的配慮提供の義務化、周知状況です。改正障害者差別解消法については、令和6年4月に、民間事業者へ合理的配慮の提供が義務化されました。これを受けた周知ということで、令和6年度については、民間団体の例会における説明。これは、障がい福祉課の職員が実際に例会に行って、共生条例の説明などをさせていただいたところです。(2)として、民間団体のイベントにおける周知啓発パネルの設置ということで、これも民間団体で行う障がい関連のイベントの際にブースを用意し、共生条例や国のパンフレットといったものを設置したところです。

(長澤会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より条例に関する普及啓発状況について説明がありました。委員の皆様、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(柳委員)

皆様、おはようございます。新潟市ろうあ協会の柳と申します。

ご説明いただいた内容についてお聞きしたいことがあるのですが、民間に対する説明会というのはあるのでしょうか。何件くらいそういうものを実施しているのか、教えていただきたいと思います。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

柳委員、ありがとうございました。実際には、民間団体のイベントに職員が赴いて実施したのは、ここに記載してある1件になります。ただ、この条例の説明会というものに関しては、新潟市で市政さわやかトーク宅配便という、市のいろいろな取組みを市民や民間団体の方々に説明する機会を設けており、お申し込みがあれば職員が適宜そちらに行って条例の説明などを行う形になります。今回はたまたま民間事業者から説明をしてもらいたいという働きかけがありましたので、そういうことで出ていきましたし、また、民間企業ではないのですが、地域コミュニティ協議会からも、障がいについて勉強したいので説明に来てもらいたいという話があり行なった事例があります。新潟市の場合、改正差別解消法が施行される前、共生条例が施行された時から、民間事業者については合理的配慮の提供を義務化しておりますので、今回の改正法により、新潟市の事業者において大きく何かが変わることろは正直ないのかなと思っておりますが、今回のタイミングをとらえて周知啓発を行なったところです。

(長澤会長)

柳委員、いかがでしょうか。

(柳委員)

分かりました。ありがとうございます。

(竹村委員)

宅建協会の竹村と申します。よろしくお願いします。

協会の会議が年6回ほどありますが、そういう会議に来ていただけますかというお願いをしたら対応していただけるものでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

ご要望いただければ、スケジュールを調整し、職員がご説明に行くことは可能だと思

ます。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問はございませんか。何かありましたら挙手等をお願いします。

それでは、議事（1）を終了し、（2）に入ります。

議事（2）令和6年度における差別相談事例についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

それでは、令和6年度における差別相談事例についてご説明します。資料2をご覧ください。

今ほど資料1でご説明したとおり、令和6年度における障がい福祉課で対応した差別相談事例件数は、1月末までで10件、前年度比でプラス2件でした。相談分野や障がい種別ごとの内訳、相談者区分については記載のとおりとなっております、相談件数について、条例施行後の平成28年度から徐々に減少傾向となっており、近年は年間を通じて10件前後の相談件数となっています。今回はこのうち代表的な事例を三つ紹介します。

はじめに、代表事例1です。聴覚障がいのあるご本人様から、仕事における草刈機の使用について相談があったものです。具体的には、聴覚障がい者であることを理由に、雇用先の現場の管理者が草刈機を使用させてくれない。相談者の方は補聴器の装着を条件に草刈機を使える免許を取得しており、使用したいというご要望でした。障がい福祉から管理者に事実確認をしたところ、公園などで、子どもがいる際に危険なため、相談者には草刈機を使用させていなかったとの回答でした。そのため、管理者に条例の趣旨について説明したところ、管理者から、今後、周囲の安全性が確認できる場合には、相談者に草刈機を使用させたいといった回答がありました。

この条例の趣旨についてですが、いわゆる障がいのある方からこうしてほしいといったお話があった際に、例えば今回の事例でいいますと、単に危ないからといった理由のみでさせないというようなことは、障がいを理由とした差別にあたるということで、そこはきちんと趣旨を説明した上でご理解いただけたところです。実際にその後、相談者の方に、管理者から言われたことを伝え、ご本人様からも、職場環境の改善がみられた、ありがとうございましたというご報告がありました。本事案については、仕事現場で合理的配慮の理解が不足していたことが原因であり、引き続き、当課としても推進していく必要があると考えています。

続いて、代表事例2についてです。こちらは、内閣府の「つなぐ窓口」を経由した相談事例になります。初耳の方もいらっしゃるかと思いますが、「つなぐ窓口」とは、このたびの改正障害者差別解消法の施行にあわせ、内閣府が法に関する質問に回答することや、自治体、各府省庁等の適切な相談窓口に円滑につなげるための調整や取次を行うことを目的に、令和6年10月からこの3月まで試行的に設置しているものになります。なお現在、4月からは本格実施となる方向で進めていると聞いております。

事例の紹介ですが、本人からの相談事例で、美術館における展示方法について、車いすを使用する障がい者が入れない場所に展示することは差別にあたるのではないかとの相談があったものです。詳細についてですが、車椅子を利用されている相談者が、新津美術館

のホームページを見たところ、展示物が車椅子を使用する障がい者が入れない場所、アトリウムに展示されていて、展示物の近くで一緒に写真を撮りたいのに撮れないというお話をしました。少し補足しますと、新津美術館に行ったことがある方はご存じかもしないのですが、入口を入りますと大理石で造られた階段というか、ホールみたいなものがあって、そこが景観的に映えるといった部分もあって、新津美術館としてはそこにパネルを置き、写真が撮れるようなことを、実際、このイベントではやろうとしていたということです。

美術館はこのイベントに障がい者が来館することを全く想定していなかったのではないか、今後、美術館は企画展を開催する際、障がいのある人が来館したときにどのような対応をしていくつもりかといったご相談でした。美術館に状況を確認したところ、障がい福祉課への相談の前に、相談者ご本人様が同じ趣旨の相談をすでに美術館にされており、美術館としては、相談者に指摘されるまで、企画展に障がい者が来館することに対しての十分な認識が欠けていたことが分かったところです。一方で、美術館としては合理的配慮の提供として、車椅子を運んで一緒に写真が撮れるように、その場所まで車椅子を運ぶことであったり、展示物を相談者が撮影可能な場所に移動するといった対応案を提案しましたが、相談者はいずれも拒否されました。美術館としては可能な範囲での配慮について説明したところですが、企画段階から障がいのある方を想定していなかったことが、結果的に相談者の理解を得るところまで至らなかったという状況です。障がい福祉課としては、美術館に差別解消法や条例の説明を行い、今後は企画展を企画する際には、障がいのある人が来館することを想定した企画にするようお伝えしました。また、相談者に対しては、今後も引き続き研修等を通じて、条例の周知を図ることをお伝えしました。

美術館のその後の対応としては、障がいのある人への配慮に関するマニュアルを作成し、そのほかに内閣府のパンフレットを利用し、受付も含めた職員全員に差別解消法の内容について周知したと聞いております。先ほどもご説明したとおり、本事案については、美術館の特性として、アトリウムが非常に見栄えのある展示場所ということで、美術館側とすると、多くの市民の方、利用者の方に来てもらいたいというところもありますので、アトリウムを使うというところは一つの売りでもある一方で、当初の想定から欠けていたといったところでは、例えば、ホームページ等で障がいのある方が利用する場合の対応について記載するなど、そういった対応が図られているとよかったですのではないかと考えております。障がい福祉課としては引き続き、府内の障がい理解が図られるように府内研修などで周知を図ってまいります。

また、この事案を通じて、委員の皆様に合理的配慮とバリアフリーなどの環境整備について、少し説明させていただきます。今回の相談事例のように、施設がバリアフリーになっていないことは合理的配慮の不提供、差別ではないかといった相談が今年度に入ってから何件か寄せられています。合理的配慮についてはいわゆる個々の場面での配慮、今回の場合は特定の方が施設に来て、実際にそこに行って写真を撮りたいのだけれどもといった要望の場合に、車椅子運ぶ、あるいは絵を持ってくるなど、個別の対応について本人との対話の中ができる配慮というものが合理的配慮になります。

一方で、バリアフリーなど、障がいのある方を含め不特定多数の方が利用されることを想定して、あらかじめ対策を講じておくことなどを環境の整備と障害者差別解消法では位置づけております。この環境の整備については行政機関や民間事業者の努力義務となって

おります。施設などがバリアフリーになっていないことそのものが差別ということではなく、その場合の対応策として何ができるのか。また、利用する方との建設的な対話を通じて、個別に対応することが合理的配慮、こちらは義務ということになります。ただし、環境の整備は努力義務だから対応しなくていいということではないと思いますので、例えば施設の改修や更新のタイミングでこういった環境整備が進んでいくことが望ましい形だと思いますので、その点を委員の皆様にもご理解いただければと思います。

最後に、代表事例3についてです。次のページをご覧ください。発達障がいのあるご本人からの相談で、障がいの特性、発達障がい、感覚過敏等により、マスクをつけることができず、近所の医院から受診拒否をされている。コロナ禍以前から通っていた医院だが、コロナ禍後にマスクを着けないで受診していいか電話で確認したところ、ほかの患者もいるのでマスクを着けないと受診できないと言われた。最近は確認していないが、また断られるのが怖いので確認していないという相談があったものです。障がい福祉課から当該医院に連絡するとともに、相談のあった方の特性について説明をしたところです。医師からは、今後は、相談者には駐車場の車内で待機してもらい、医院の裏口から診察室に誘導する方法で診察する旨の回答がありました。その後、相談者から、受診できるようになったとの報告が障がい福祉課にあったところです。

以上、代表的事例として3件紹介しましたが、いずれも差別をしようとして差別したというわけではなく、いろいろな事情や認識不足などが背景にあり、結果として差別相談事例になってしまったというケースが少なからず見受けられたところです。共生条例は一方を罰することで正すのではなく、双方が歩み寄り、理解し合ってよりよい方向へと進んでいくことを目指しているため、そういった趣旨も大切にしながら、今後も継続的に調整活動に取り組んでいきたいと考えております。

なお、これまでの条例推進会議では、差別相談事例として挙げられているものに市役所の部署が挙げられており、府内への働きかけが必要ではないかといったご意見もいただきましたので、今年度は、本市で定めている差別解消に向けた職員対応要領というものがあるのですが、これを改めて職員掲示板を通じて周知を図ったところです。これから新年度がスタートし、新規採用職員や異動したばかりの職員が適切に対応できるように周知を図りましたが、引き続き相談事例の紹介や合理的配慮の例なども職員に周知を図っていきたいと考えております。

(長澤会長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。

新潟市の条例の括りとして、話し合いによる問題解決というものが柱にありますので、そういった理念を大事にしていただきたいと思いました。感想です。

なければ、次に進ませていただきます。議事（3）令和6年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

令和6年度における「ともにプロジェクト」の取組み状況についてご説明します。資料3-1をご覧ください。まず、Aとして、障がいのある人とない人の交流の機会の創出についてです。学校における障がいのある人との交流、ゲストティーチャーによる福祉教育

として、市内の小中学校において、障がいのある人と生徒との交流を通した心のバリアフリーを推進すべく、障がいのある方が講師として各学校に赴いた際の謝礼補助を行いました。謝礼補助については大きく分けて2コースあります。視覚障がいや肢体不自由などの障がいのある人を講師として招いた福祉教育と、平成31年4月1日に新潟市手話言語条例が施行されたことを受けてろう者枠を新設し、ろう者等を招いた福祉教育への謝礼補助を行っております。結果としては、障がいのある人を招いた福祉教育は、小学校23校、中学校2校で、主に盲導犬との暮らしや車椅子バスケの体験授業など、視覚や肢体不自由などに関する授業が行われたところです。昨年度は16校であったため、9校増えた状況です。ろう者を招いた福祉教育では、小学校13校で実施しており、こちらは聴覚障がいについての講話や手話体験が開催されました。こちらについては昨年度も13校であったため数としては横ばいという状況です。

なお、昨年度の会議におきまして、高橋（隆）委員から、身体だけではなく知的や発達などについても取り入れるようにしてほしいとのお声をいただきまして、今年度は募集の段階で各学校への依頼文に、学校にいる障がいのある児童や生徒の障がい特性などにも配慮した活用をお願いしたいということで依頼をしましたが、残念ながら、結果としては今年度も身体がメインに実施されました。この事業は各学校で企画されているとはいえ、そういうところも踏まえ、引き続き各学校へは、身体だけではなくて、それ以外の障がいについても働きかけをしていきたいと考えております。

続いて、B、一般企業への周知啓発についてです。障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発では、バスター・ミナルなど公共空間への障がい者アート展示を通して、障がい者の活動について興味を持ってもらうという事業を実施しました。令和3年度から継続して実施している、こども創造センターや新潟駅南口バスター・ミナルについて引き続き実施し、こども創造センターについては、施設側からも大変好評をいただいております。今年度は、特にお子さんも利用が多く見込まれるであろう7月から展示を行ったところです。

次に、右側の「ともにEntrance」についてです。こちらは、共生社会づくりに关心をもつ企業等がつながるネットワークです。令和7年1月末時点で、65組織の企業や団体が加入しています。主な取組みとして、障がい者アートを活用したポスターとステッカーの作成、加入企業での掲示を行っています。なお、ポスター、ステッカーの作成にあたっては、新潟デザイン専門学校の学生にアートを使ったデザインを公募し、共生社会について考えてもらう機会につなげました。

そのほか、「ともにプロジェクト」の直接の取組みということではないため資料に記載はしていませんが、情報提供ということで、ともにEntranceに加入している企業が山形県の一般社団法人と共に共催する形で、中央区の日和浜でユニバーサルビーチと題したイベントを昨年9月ころに実施しました。具体的には、車椅子利用などによってなかなか浜辺や海に行くことが困難な障がいのある方に、障がいのない人と一緒にマリンアクティビティを楽しもうという企画で、砂浜にシートを敷いて車椅子のまま海辺近くまでいくことができたり、大型のサップに車椅子ごと乗せて海上に出るといったようなイベントを実施しておりました。このように民間企業や団体において、障がいの有無に関係なく誰でも参加が可能となるようなイベントや取組みが展開され始めており、ともにEntranceの企業をはじめ、多くの方にこういった活動が周知されていくことも期待しているところ

です。

次に、C、わかりやすい広報についてです。例年、共生条例の普及・啓発イベントをイオンモール新潟亀田インターで行っており、今年度は令和7年2月8日から15日までの7日間実施しました。今年度も新潟市文化政策課主催の障がい者アートの展示イベントと同時開催としました。期間中は障がい者アートの展示や条例認知度調査を実施したほか、2月15日の日曜日には、新潟市ろうあ協会様や手話、要約筆記サークルの方々からご協力いただき、ミニ手話教室や要約筆記体験会を開催し、一緒にイベントを盛り上げていただきました。

なお、条例認知度調査についてですが、今年度は市政世論調査でも実施しました。結果については、資料3-2をご覧ください。条例認知度は全世代の合計で37.3パーセントと、昨年度の36.3パーセントを上回ったものの、障がい福祉課が策定しております障がい福祉計画では令和8年度末の目標を43パーセントとしておりますので、その目標には大きく届いていない結果となっております。一方で、年代別に見ますと、やはり10代から30代の認知度が低い傾向にありますので、引き続き小中学校での福祉教育や大学生とのワークショップを通じ条例を知る機会を増やし、若年層の認知度向上につなげていきたいと考えております。

若年層へのアプローチということで、資料3-3をご覧ください。令和4年度から実施しております大学生とのワークショップについて、今年度は応募校数が増え、新潟大学、新潟医療福祉大学、新潟青陵大学、新潟薬科大学の4校でワークショップを実施しました。ちなみに昨年度は2大学ということだったので、倍に増えた状況になっております。実施内容については、各大学と意見交換をさせていただき、新潟大学では障がいのある当事者と教授の対談を学生に聴いてもらう形で、医療福祉大学、青陵大学、薬科大学では条例に示す身近なテーマを基に、広く共生について考える内容としました。

実施後のアンケートでは、多くの学生から理解が深まったとの声が挙がりました。また、若年層への条例認知度向上に向けてどのような取組みが必要かとの質問には、学校での周知啓発が最も多い結果となり、今回のワークショップが一定の効果を得られたと感じています。例年実施しているワークショップでは主に新潟大学以外の大学でやったような、条例について広く知ってもらうというところを実施しているところですが、今年度の新潟大学のように、学生が授業の中で差別解消法や共生条例について非常によく学んでいる中で、実際の当事者の方が普段、新潟市のまちづくりについてどのように感じているのか。そういった実体験を研修したいという大学側も意向もあり、実際に車椅子の利用者を講師として呼んで、身近なテーマ、例えばお酒を飲みに行くときのお店選びであったり、そういったところの本当に身近なところから、学生が分かりやすいテーマで話をしてもらって、学生にとっては非常に学びのある研修だったと教授の方から感想をいただいているところです。引き続きこういった取組みを継続することで、来年度を含め、条例の認知度向上を図っていきたいと思います。

(長澤会長)

令和6年度の取組み状況について説明をしていただきました。ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問はありますか。

(北村委員)

若年層へのアプローチという意味では、「ともにプロジェクト」の取組みのAの学校での出前授業的な、障がいのある人との交流というのは非常に有効だと思いますので、ぜひ、強めていっていただければと思うのですが、実施する、しないというのはどのようにして決めるのでしょうか。学校側の手挙げ制みたいな感じでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

学校の手挙げ制という形で、毎年4月下旬、5月くらいに障がい福祉課から全小中学校に、こういった事業があるので活用してみませんかということでご案内をして、各学校のから福祉教育をやりたいという提案が上がってくるようなスキームになっております。

(北村委員)

学校側の判断でやるということで、できれば全体をうまくフォローできるように、なかなか手を挙げられない学校にも参加してもらえるような仕組みがあるといいなと思いましたが、今のところ手挙げ制ということで、積極的な学校を優先的にということは分かりました。今後、何かうまく広がる方法が考えられるといいなと思いました。

(長澤会長)

ありがとうございました。より多くの学校がこういった事業を活用できような検討をよろしくお願ひいたします。

(高橋（有）委員)

弁護士会の高橋です。

私が知らないので教えていただきたいのですけれども、資料3-2の認知度調査なのですが、これは市政世論調査という形で行われたということですが、具体的にどのような方法で調査したのか、教えていただきたいのですが。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

これは新潟市広聴相談課が、障がいの関係だけではなく、市政全般についての取組み状況について、市民の皆様にアンケートみたいなものをとっているものになりますが、特定の人ということではなく、対象者は事前にランダムに選定した方々に郵送で調査票を送って、それに回答してもらうというようなものになります。

(高橋（有）委員)

どのくらいの方に送って、どのくらい帰って来ているとかというのがもし分かれば教えてください。

(長澤会長)

回収率についてはいかがでしょうか。

(広聴相談課 浅間課長)

市政世論調査を担当しております広聴相談課です。

この市政世論調査は無作為の抽出で4,000名に調査票を送らせていただきまして、今年度の回答率は約55パーセントになります。おおむね50代、60代以上の方は55パーセントより高くて、30代以下は55パーセントより回収率が低いといった状況でした。

(高橋（有）委員)

ありがとうございます。だからどうというところまで頭の整理がつかいないですけれども、若年層への浸透力がかなり低いというお話が従前からあって、今年も同じようにご説明いただいたのですけれども、拝見していて、40代も低いのではないかという印象を持

っていました。若年の方はあまり知らないということは一般的に社会の問題に対してはなかなか理解が年齢的にまだいかないというのは分かるかなというところもあったのですけれども、40代くらいになってもあまり浸透していないというのは、どういうところに原因があるのかなというところまでは分からぬのですけれども、そういったところのアプローチも意識していく必要があるのかなと思いました。特に条例の言葉も内容も知らないというのは、30代よりも40代のほうが多いといった状況もあると思いますので、そのあたりへのアプローチもどのようにしたらいいのかというのは、すぐには出ませんが、そういったところにもアプローチが必要なのではないかと思いました。

(長澤会長)

ありがとうございました。引き続き、こういった世代での理解、啓発について取組みをよろしくお願ひいたします。

(柳委員)

柳と申します。

去年の会議にありましたが、そのときの問題は何だったかなと思い出したのですが、幼稚部から手話を教えるべきかなどというお話が出たと思うのですが、その結果はどうなっていますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

昨年の会議においてもそういったご意見を頂戴しているところではありますが、現時点では、小中学校を対象として実施させていただいている状況です。それより低い年代の方々というところも、もちろん、普及啓発を図っていかなければいけないところは我々としても理解していますが、ゲストティーチャーについては対象を小中学校としている状況です。

(柳委員)

分かりました。ありがとうございます。幼稚園部門に關係している委員がいらっしゃったと思いますが、いかがお考えでしょうか。

(長澤会長)

幼稚園関係で、何かご意見があれば。感想でもかまいませんので。

(坂上委員)

多分、去年おられた方は斎藤委員だと思うのですけれども、私は初耳ということもあるのですが、うちはこども園なのですけれども、少し難しいかなと思います。やはり小学生くらいからのほうがいいのかなと。個人的な意見ですが、多分、保育園、幼稚園、こども園だと難しい内容かなと思っています。園でも、特に自閉のお子さんがいらっしゃるのですけれども、園の中で差別なく普通のこどももそういう子たちに優しくしてくれたりとかというふうに、自然なところで育っているので、耳が聞こえないというところも大事だと思うのですけれども、あいさつ程度なら教えられるかなと思うのですが、なかなか難しいかなと少し思っています。しかし、ここにちはとかありがとうとか、その辺が子どもたちもできると、確かにいいのかなとは思います。多分何回か、月に1回とか来ていただかなないとおぼえられないような気がするので、多分、現実的に難しいのかなと少し思います。

(長澤会長)

突然の指名ありがとうございました。柳委員、いかがでしょうか。

(柳委員)

分かりました。ありがとうございました。

今年度4月から手話言語条例のパンフレットが配られたかと思うのですが、「手話でつながるみんなの輪」は2年前に行政からいろいろとお手伝いいただき、相談した結果、去年3月だと思うのですが、そのときには行政からのご協力、ありがとうございました。去年の4月から少しずつ、公民館などいろいろな場所に置いております。手話の理解のために少しでもこのパンフレットをお役に立てていただければいいなと思うのですが、行政、企業、いろいろなところからもご協力いただければありがたいと思います。去年の9月23日だったでしょうか、手話言語の国際デーというものがありまして、ブルーライトをいろいろな建物で、県庁もですが、イオンをはじめブルーライトで、そのときもお手伝いいただいて、少し残念なことがあるのですが、この資料には載っていないのです。ここに載せていただけだとありがたかったなと思っております。いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

事務局からお答えいたします。柳委員がおっしゃったように、お配りしている手話のパンフレットについては、市ろうあ協会から、手話言語条例が策定されてからなかなか周知が進んでいないのではないかというご意見等もありまして、市民の皆様に手話言語条例だけではなく、そもそも耳が聞こえない、聞こえにくい方がいること、あるいはそういった方との意思疎通はどのように図っているのかという身近なところから手話を知ってもらうという意味を込めてパンフレットを作成したところです。共生条例の取組みというところで、「ともにプロジェクト」の取組みには記載していませんでしたが、確か昨年度のこの会議の場でも、柳委員から手話言語国際デーでの取組みをぜひ紹介してほしいというご意見をいただいていたように記憶しております。資料に落とし込まれていなかったのは申し訳なかったのですけれども、昨年の手話言語国際デーには、市ろうあ協会をはじめ手話のそれぞれのサークルの方ですとか、中途失聴・難聴者協会や要約筆記のサークルの方々と連携し、イオンモール新潟亀田インター店のスペースをお借りし、そこで大きなイベントを1日かけて実施しました。

このあと少し触れさせていただきたいと思うのですが、今年はデフリンピックという聴覚に障がいのある方のオリンピックが日本で初開催されるということもありまして、そういったものをろうあ協会の皆さんからご紹介いただいたり、それぞれ手話や要約筆記のサークルの方々から簡単に手話を学ぶ講座であったり、要約筆記の体験といったものを通じて、手話言語条例も含めて普及啓発を図らせていただきました。広報というところでそこがなかったのは、次年度、そのあたりも含めて資料に落とし込めるように検討していきたいと思います。ご意見ありがとうございました。

(柳委員)

よろしくお願ひします。

(長澤会長)

ほかにいかがでしょうか。

それでは、議事（4）に移らせていただきます。議事（4）令和7年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

それでは、令和7年度における「ともにプロジェクト」の取組み予定についてご説明し

ます。資料4をご覧ください。まず、障がいのある人とない人の交流の機会の創出の部分につきましては、引き続きゲストティーチャーへの謝礼補助ということで、学校における障がいのある人との交流の取組みを引き続き実施していきたいと考えております。募集枠については、現時点ではろう者の枠ではない部分として24校、ろう者枠として15校をそれぞれ予算計上しているところですけれども、このあたりにつきましては、応募の状況等を踏まえて対応していきたいと考えております。

次に、B、一般企業への周知啓発についてです。こちらも引き続き、こども創造センターや新潟駅南口でのアート展示のほか、今年度実施した商業施設での展示も継続していきたいと考えております。また、右側に記載しております「ともにEntrance」の活動についてですが、これまでには、先ほどご説明した新潟デザイン専門学校と協力して作成したポスターやステッカーを加入企業に配布して、周知啓発をしていただくといったところがメインになっておりましたが、Entranceに加入している企業を含めてその活動を積極的にPRしていくべきではないかといったご意見もいただいておりますので、今後ともにEntrance実行委員会として会員増に向けた取組みを来年度実施していきたいと考えております。

C、わかりやすい広報におきましては、従来から実施してきた条例研修会やパンフレットの配布、周知啓発イベントの実施などを継続するとともに、大学におけるワークショップ等を通じてさらなる普及につなげてまいります。また、平成31年4月1日から施行している新潟市手話言語条例についても、引き続き、啓発パンフレットを活用しながら共生社会の実現に向けた意識醸成につなげます。

なお、先ほども少し触れましたけれども、資料には記載しておりませんが、今年11月に聴覚障がいのある方のオリンピック「デフリンピック」が初めて日本で開催されます。このような機会をとらえて、新潟市の手話言語条例についてもPRを図っていきたいと考えております。

(長澤会長)

ご説明ありがとうございました。資料4について質問やご意見等がございましたらお願いします。

(高橋(有)委員)

今説明のありましたCのわかりやすい広報のところで、基本的に広報は、いずれのものも継続という形だと思うのですけれども、先ほどの資料3の認知度調査結果を見たときに、共生条例を知ったきっかけというのは、例えばテレビ、ラジオ、新聞が多いという結果が出ていると思うのですけれども、せっかく出た調査の結果を今後に反映するということはないでしょうかというところが少し気になったのですが、いかがでしょうか。

(長澤会長)

調査結果の活用についてですが、事務局、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

高橋委員のおっしゃるとおり、共生条例を知ったきっかけ、そういう調査結果を踏まえての取組みというところは、確かにそこを強化していくということが周知につながるということかなと思っております。実際、取組みに関しては例年同様の取組みを継続しているというのが実態でありますので、今いただいたご意見を踏まえて、周知の仕方です

とか、分かつてもらうための取組み、展開の仕方というものを事務局で検討していきたいと思っております。

(高橋（有）委員)

もう一つお尋ねしたいのですが、資料3-2のQ3のどういう状況が障がいを理由とした差別に当たるのか具体的にイメージできますかという問があって、この質問というのは、どういう趣旨で尋ねられたものなのか。というのは、ここで8割、7割の人がイメージできるとお答えになっていると思うのですけれども、実際、今までに差別事例などを見てみると、差別とは思っていなかつたことが差別だったということがあるという状況で、この回答を市としてどのように生かしていくということを意図して質問されたものかなと思ったのです。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

ご意見ありがとうございます。この質問の趣旨としては、障がいを理由とした差別というのはそもそもどういったものなのかをイメージできますかという漠然とした聞き方になっています。高橋（有）委員がおっしゃるように、思っていたことがそもそも差別なのかどうかというところは、気づかずには差別をしているというところももちろんあると思いますので、この市政世論調査の中でどこまで具体に踏み込むのかというのはなかなか難しいかも知れないのですけれども、ただ、別の媒体などでも、どういったものが具体的な障がい者差別になるのかというところは、広報していかなければならぬと思っておりますので、ご意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

(高橋（有）委員)

ありがとうございます。いろいろ聞いて申し訳なかったのですが、条例が市民にどれくらい浸透しているかを測るツールは実はあまりないなと思っていて、聞いたものをどう活用するかとか、それをどのように評価して、どう今後つくっていくかということを意識したうえで聞くほうが、今後、条例を浸透させていく、その理念を進めていくうえではいいのかなと思ったのでお話をさせていただきました。ありがとうございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。質問の手法の限界とか、欠点を指摘されているのですが、その辺の表現も含めて検討していただきたいと思います。

(柳委員)

資料を見ますと、障がい者アートについてなのですが、新潟駅が新しくなりましたけれども、駅の中でアートを展示しているのかどうか。いつからアートの展示が始まったのか教えていただきたいのですけれども。

(事務局)

新潟駅南口のバスターミナルでの障がい者アートの展示は、四、五年くらいやっているのではないかと思います。場所については、今、新潟駅が新しくなりましたが、実際にはその場所というよりは、プラーカ3の方向というか、もともと今回の改修エリアから少し離れた場所に展示している状況なので、柳委員がおっしゃる、今回、改修された駅の中で展示しているということではありません。

(柳委員)

できれば、日本一のアート展示をしていただきたいと思います。ぜひお願いします。

(長澤会長)

ぜひともよろしくお願ひします。

(高井委員)

にいがた温もりの会の高井と申します。お世話になっております。

私はいつも勉強不足だなと思っておりまして、今日もお話を聞かせていただきながら、また自分で考えたりしました。障がい者が生きづらいよねということというか、人権の問題だと思っています。就職しにくいよねとか、まちを移動しづらいよねとか、コミュニケーションが苦手ですよねということが障がい差別ではなく、社会行動の中の非効率ということで、実現されないことがあるのではないかと思っていて、そういう差別ではなく、コストがかかるよねとか、手間暇かかるよねみたいなことで実現できないのだとしたら、それは偏見ではなくて、差別ではなくて、区別されているだけなのではないかとか、国のお金の流れがたてつけられている分、移動しにくいよねという括りの予算のつけ方というのはないと思うのですけれども、本当のところ、これは障がい福祉とかではなくて、縦断的に困っている人がいるのだろうと思っています。

それを聞いて、やはりコストの問題とか社会構造の問題とかをもう少しクリアに、私は障がい当事者の会ですから、なぜ働けないと思うのかということを明らかにしていってもいいのではないかと思っていて、働きにくい人や移動しにくい人やコミュニケーションが苦手な人が世の中で生きているという前提で、私はいなければいけないはずなのに、いつからか別のサービス受けられるとか、そんなふうなこととか、やはり距離ができてしまったのではないかと考えていました。障がい差別ではなく障がい者区別だよねというような視点があってもいいのかなという感想でした。ありがとうございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。大変難しい問題です。参考になるか分かりませんが、私は長年、特別支援教育というものをやってきて、その免許の授業内容に外国人、貧困、気候、虐待など従来の教育ではあまり扱わなかった内容も入ってきています。ですので、ここからは教育とか線引きがなかなか難しい。いろいろな角度で取り組んでいかなければならぬと考えると、まとめにかえますが、いろいろな分野から委員の皆様が集まってきて、この問題、意見を言うということは、そういう意味では非常に有意義なかなと個人的には思いました。

来年度の取組みについてご意見、ご質問等がありましたらお願ひします。

(柳委員)

来年度の取組みですが、素晴らしい内容だと思います。一つ、消防署で手話指導をしていただきたいということでぜひお願ひしたいと思います。

(長澤会長)

消防署員への手話指導をお願いしたいということですね。いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

柳委員、ご意見ありがとうございます。どこまでできるのかということはありますが、やはり、手話言語条例の中では、庁内の職員への条例と手話の普及啓発が位置づけられていることもありますので、消防署職員だけではなく、新潟市職員への手話や要約筆記の浸透に引き続き取り組んでいきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

(長澤会長)

柳委員、よろしいでしょうか。

(柳委員)

ありがとうございました。よろしくお願ひします。

(長澤会長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

このあたりで議事（4）は終了させていただくのですが、こういった取組みはどうだとか、理解啓発にこういうものがあるなどひらめいた時には、ぜひとも追加のご意見として、この会議が終わった後でも、事務局に連絡をお願いしたいと思います。委員の皆様、ぜひともよろしくお願ひします。

それでは、議事についてはこれで終了とします。

次に、「その他」ですが、皆様、何かありますでしょうか。委員の皆様からの連絡事項、情報提供などがありますか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

本日、高橋（隆）委員からお配りいただいた世界自閉症啓発デーのパンフレットについて少しご説明します。4月2日は国連が定めた世界自閉症啓発デーです。全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組みが世界各地で行われます。日本におきましても世界自閉症啓発デーの4月2日から8日を発達障害啓発週間として、シンポジウムの開催であったり、ランドマークのブルーライトアップ等の活動を行い、自閉症をはじめとする発達障がいについての啓発活動を行っているところです。

新潟市におきましても、クロスパルにいがたのパネル展ですとか、新潟市発達障がい支援センターJ O I Nで映画「ノルマル17歳。－わたしたちはA D H D－」というオンライン上映会も実施する予定です。こちらにつきましては、今週の木曜日が締め切りとなっておりますが、まだ空きがあると聞いておりますので、もし希望される方がいらっしゃいましたら、お申し込みいただければと思います。そのほか、市役所の本館ですか、北区役所、総合福祉会館においてブルーライトアップを行う予定としております。自閉症をはじめとする発達障がいについて理解していただくことは、発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らせることができる共生社会の実現につながるものと考えております。皆様のご理解とご支援をお願いします。

もう1点、このパンフレットとは別に事務局から一つお願いがあります。現在の委員の皆様の委員任期がこの3月末で終わりとなります。4月以降の委員の選任につきまして、後日、障がい福祉課から各団体の皆様、あるいは有識者としてお願いしている方には引き継ぎのお願いですとか、委員の選任の依頼をさせていただきますので、引き継ぎご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(長澤会長)

ありがとうございました。2点、情報提供をいただきました。委員の皆様から何か情報提供などがございましたら、この場でご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございました。なければ、本日の会議はこれで終了となります。長時間にわたりお疲れ様でした。ご協力ありがとうございました。それでは、マイクを事務局にお返しします。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

ありがとうございました。長澤会長、長時間にわたり議事進行いただき、ありがとうございました。また、委員の皆様もご意見をいただきありがとうございました。

事務連絡ですが、お預かりしております駐車券につきまして無料処理をしてありますので、後ほど受付にてお受け取りください。

以上で、第10回条例推進会議を終了します。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。